

(様式-2)

6い建第 5001号  
令和7年 2月 6日

## 質 問 回 答 書

福島県いわき建設事務所長

小名浜道路維持管理業務委託の質問事項について、次のとおりを回答します。

質問内容	回 答
<p>1. プロポーザル方式参加申込書様式-3-1及び公募型プロポーザル募集要領5提出書等について 以下の3点についてご教示願います。 ①プロポーザル方式参加申込書様式-3-1は共同企業体代表者のみの提出で良いですか？ ②プロポーザル募集要領5提出書等について(1)提出書に様式-3-1、建設許可書の写しと記載されておりますが、様式-3-1プロポーザル方式参加申込書6には※建設業許可書(写)、法人登記簿(写)を添付することと記載されております。法人登記簿(写)も提出するのですか？ ③法人登記簿には、履歴事項全部証明書も含まれるのですか？</p> <p>2. 「公募型プロポーザル募集要領」の2委託業務の概要(2)、(3)及び「小名浜道路維持管理業務委託特記仕様書」の第2章共通事項第2条3項と第9章その他第</p>	<p>1. ①共同企業体代表者のみ提出をお願いします。</p> <p>1. ②法人登記簿(写)の提出もお願いします。</p> <p>1. ③履歴事項全部証明書も含め提出をお願いします。</p>

<p>2 1 条の常駐開始時期等について</p> <p>「募集要領」の（3）には業務委託の期間の内「※令和7年4月1日～開通までは準備工及び研修・交通規制訓練期間とする。」と記載され、「特記仕様書」の第2章第2条第3項には「受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備すること。」と記載され、第21条には「本委託業務に従事する者については、小名浜道路開通までに行う研修・交通規制訓練に参加させること。」と記載されております。道路管理員の管理体制及びその費用に関して以下についてご教示願います。</p> <p>①道路管理員が24時間体制で管理事務所に常駐するのはいつからですか？</p> <p>②各種研修には、3交代で常駐する全ての従事者が参加するのですか？</p> <p>③交通規制訓練には、3交代で常駐する全ての従事者が参加するのですか？</p> <p>④上記②及び③の訓練等には常駐する者以外の従事者も参加するのですか？</p> <p>⑤常駐開始日が令和7年4月1日以降の場合上記①から④の常駐開始日までの人件費等の経費は総価契約の中でどのように計上されていますか。</p> <p>3. 「公募型プロポーザル募集要領」の4参加資格等（2）ケの主任技術者の常駐について</p> <p>①主任技術者が管理事務所に常駐するのは、事故等の発生時のみで、昼（8時～17時）と休日を含む24時間体制での常駐は不要との理解で良いですか？</p> <p>②主任技術者が1人だけで1年365日を通して突発的に発生する緊急事態へ対応す</p>	<p>2. ①令和7年夏頃の開通日からを想定しています。</p> <p>2. ②可能な限り参加をお願いします。</p> <p>2. ③可能な限り参加をお願いします。</p> <p>2. ④主任技術者及び常駐する方の参加をお願いします。</p> <p>2. ⑤研修日数に各技術員の労務費を乗じた金額と外部研修の旅費を計上予定です。</p> <p>3. ①主任技術者が管理事務所に常駐するのは、事故、地震、気象警報等の緊急時なので、休日を含む24時間体制の常駐は不要です。</p> <p>3. ②様式5-1に複数の主任技術者の記載していただき、その中から対応者を</p>
---	---

<p>ることは極めて困難です。主任技術者と同等の複数者の中から代替者を選定し対応することは可能ですか？</p> <p>4. 「特記仕様書」第6章第7条1項及び第8条5項の常駐する人数等について</p> <p>①第7条1項に「道路管理員は、道路巡視員（2名）、情報連絡員（1名）、モニター監視員（2名）からなる。」と記載され、第8条5項に「道路巡視員と情報連絡員は相互に業務を兼ねることができる。」と記載されておりますが、これは道路巡視員と情報連絡員の合計で常駐者が3名で、モニター監視員を含めて合計5名が常駐するとの理解で良いですか？</p> <p>②モニター監視員は道路巡視員と情報連絡員との業務を相互に兼ねることはできますか？</p> <p>5. 「特記仕様書」第6章第10条2項の集中監視体制への移行について</p> <p>第10条2項に「集中監視体制に移行した場合には、モニター監視員を減ずるものとする。」と記載されておりますが、集中監視体制に移行する時期はいつですか？</p>	<p>選定してください。</p> <p>4. ①ご認識のとおりです。</p> <p>4. ②モニター監視員は道路巡視員及び情報連絡員と同じ時間帯で業務を兼ねることができません。</p> <p>5. 集中監視体制に移行する時期は未定です。</p>
---	--